

MIE BANK NEWS RELEASE

各 位

2017年11月30日
株式会社 三 重 銀 行

「NISA^{カルテット}四重奏キャンペーン」実施について


株式会社三重銀行(本店:四日市市、頭取:渡辺 三憲)は、2017年12月1日(金)より4つのNISAを対象とした「NISA^{カルテット}四重奏キャンペーン」を実施いたしますので、お知らせいたします。

本キャンペーンでは、対象期間中に下記のお取引をいただいたお客さまのなかから、抽選で100名さまにVJAギフトカード1,000円分をプレゼントいたします。

これは、2018年1月より制度開始となる「つみたてNISA」をはじめ、各種NISAをご利用いただくことで、お客さまの資産形成をお手伝いするものです。

記

1. キャンペーンの概要

キャンペーン名	「NISA ^{カルテット} 四重奏キャンペーン」
対象期間	2017年12月1日(金)～2018年3月30日(金)
対象制度	<ul style="list-style-type: none">・NISA・ジュニアNISA・職場積立NISA・つみたてNISA <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"><p>【NISA(ニーサ)とは】 「少額投資非課税制度」の愛称で、対象商品(投資信託など)の譲渡益及び配当金・分配金が非課税となる制度です。</p></div>
対象取引	対象期間中に以下のいずれかのお取引をいただいたお客さま <ul style="list-style-type: none">・いずれかのNISA口座を開設(新規契約) NISA口座とは、NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAのことをいいます。・NISA口座で投資信託を累計10万円以上購入・投資信託「電子交付サービス」を新規登録・NISA口座で月額3万円以上の定時定額購入サービスを新規申込、かつ期間中に初回購入
抽選プレゼント	抽選で100名さまにVJAギフトカード1,000円分をプレゼント  <p>見本</p> <ul style="list-style-type: none">・応募は不要となります。・1件のお取引につき1口の対象となります。・キャンペーン終了後、厳正に抽選し、当選されたお客さま宛てに発送いたします(2018年5月下旬を予定)。・当選者の発表は、賞品の発送に代えさせていただきます。

MIE BANK NEWS RELEASE

2. N I S A制度概要

	つみたて N I S A	N I S A	職場積立 N I S A	ジュニア N I S A
非課税対象	譲渡益及び配当金・分配金			
対象年齢	20 歳以上			0 歳～19 歳
投資上限額	年間 40 万円	年間 120 万円		年間 80 万円
対象商品	専用商品	当行では公募株 式投資信託のみ	専用商品	当行では公募株 式投資信託のみ
非課税期間	最長 20 年間	最長 5 年間		
その他	同一年においてN I S A、つみたてN I S Aの併用はできません。 いずれかを年単位で選択することとなります。			

3. N I S A口座開設にあたってご注意いただきたいこと

- 当行のN I S A口座で取引できるのは、当行取扱いの国内公募株式投資信託だけであり、上場株式の取引はできません。
- N I S A口座内の投資信託等を換金した場合、非課税枠の再利用はできません。
- N I S A口座内の取引で損失が発生しても、その損失を他の株式等の譲渡益との損益の通算や上場株式等の配当金等との損益通算、損失の繰越控除ができません。
- N I S A口座開設にあたっては証券振替決済口座の開設が必要です。(すでに開設済みの場合、お申込みは不要です)
- 当行の累積投資勘定で管理している投資信託等については、原則として他の金融機関へ移管できません。
- 非課税期間終了時には、N I S A口座内で保有されている投資信託等については、原則、特定口座（開設されていない場合は一般口座）に振替となります。
- N I S A口座から他の口座（特定口座等）に振替等した場合（※）、口座振替時の時価が特定口座等における取得価格になります。※非課税期間終了時の振替も含まれます。
- N I S A口座開設後に要件を満たさないこととなった場合、N I S A口座は廃止されます。
- N I S A口座の開設は原則 1 口座のみとなりますが、所定の手続きにより他の金融機関への変更が可能です。(ジュニアN I S A口座を除く)ただし、変更しようとする年分の非課税枠で既に投資信託を購入していた場合、その年分については変更できません。
- N I S A口座を廃止した場合、所定の手続きにより再開が可能です。ただし、再開しようとする年分の非課税枠で既に投資信託を購入していた場合、その年分の再開はできません。
- ジュニアN I S A口座では、口座開設者本人がその年の3月31日時点において18歳である年の前年の12月31日までは、原則としてジュニアN I S A口座の振替指定預金口座からの払出しはできません。払出しを行った場合は、ジュニアN I S A口座は廃止され、非課税の取扱いはなかったものとみなされ払出し時に改めて課税されます。(災害等やむを得ない場合は、非課税での払出しが可能です。この場合もジュニアN I S A口座は廃止されます。)

MIE BANK NEWS RELEASE

- ジュニアNISA口座の運用管理者については、原則口座開設者本人の法定代理人となります。ただし、法定代理人から明確な書面による委託を受けた口座開設者本人の二親等以内の方は運用管理者となることができます。

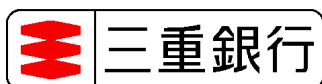
4. 投資信託についてご注意いただきたいこと

- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 三重銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、預金商品でなく、元本の保証はありません、投資信託は、有価証券（株式・債券・リート等）等に投資しているため、投資信託の基準価格は、組入れ有価証券等の値動きにより変動します。このためお受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまが負うことになります。投資信託説明書（目論見書）等や契約締結前交付書面の内容を十分にお読みください。
- お客さまの負担される費用（お客さまにご負担いただく費用の合計額は以下の費用を足し合わせた金額となります）【①申込時】【申込手数料】：申込代金に対し最大 3.24%（税込）【②換金時】「信託財産留保額 換金時の基準価格に対し、最大 0.5%」または「解約手数料 1万口につき[上限]2.16円（税込）」【③投資信託の保有期間中】【信託報酬】：純資産総額に対し最大年 2.16%（税込）【④その他費用】上記以外に監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料など保有期間等に応じて間接的にご負担いただく費用があります。（運用状況等により変動する費用であり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）
- 三重銀行は、販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託のご購入の際は、店頭にご用意している最新の投資信託説明書（目論見書）等や契約締結前交付書面の内容を十分にお読みください。

商号:株式会社三重銀行
登録金融機関:東海財務局長(登金)第11号
加入協会:日本証券業協会

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 営業企画部(森江) TEL059-354-7120



(株)三重銀行 総合企画部 広報室
四日市市西新地 7-8 TEL059-354-7172